

自賠責共済の区分新設（特定小型原動機付自転車）に伴う共済掛金返還について

- ・ 現在、特定小型原付（電動キックボード等）は原動機付自転車の共済掛金区分で加入いただいておりますが、令和6年4月より、自賠責共済では特定小型原付の共済掛金区分が新設される予定です。
- ・ 新しく設定される特定小型原付の共済掛金が現行の原動機付自転車の共済掛金より安くなる場合、以下の①～③全てに該当するご契約に対して、共済期間や契約始期日等に応じた共済掛金の一部が返還される可能性があります。

<対象契約>

- ① 契約始期日が令和6年3月31日以前かつ契約終期日が令和6年4月1日以降の契約
- ② 車種区分が原動機付自転車の契約
- ③ 標識交付証明書、型式認定番号標または性能等確認済シール等により、「特定小型原動機付自転車」であることが確認できる契約

（補足）特定小型原付（電動キックボード等）の詳細な情報等は、下記警視庁公式サイトをご参照ください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

■「共済掛金返還に関するメールアドレス登録サイト」のご案内

- ・ 自賠責共済（保険）は自賠法に基づく強制共済（保険）であり、共済掛金（保険料）の差異がないことを踏まえ、契約者の利便性を図る観点から、業界共通の返還申請窓口として、日本損害保険協会ホームページ内に「保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト」が設置され、以下の二次元コードよりアクセス可能です。
- ・ 同サイトにメールアドレスを登録いただくと、共済掛金の一部の返還が決定された場合、準備が整い次第、返還に必要な対応（返還請求書類等）をご案内します（令和6年2月頃を予定）。
- ・ 詳細は同サイトにご案内しておりますので、ご確認くださいませようお願いします。

■<保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト>

【保険料（共済掛金）返還に関するメールアドレス登録サイト】

<https://www.sonpo.or.jp/insurance/jibai/gentsuki.html>

（日本損害保険協会ホームページ）



以上